
提案方式

1 提案方式とは

協働事業の企画や事業計画の作成をNPOからの提案に基づき行う方法。NPOから提案を求めることにより、NPOの持つ柔軟な発想や専門性、先駆性を直接施策に活かすことができます。なお、事業の実施手法としてはいろいろな方法がありますが、主なものは委託や補助と考えられます。

2 提案方式の原則

(1) 提案の尊重

事業の実施に際しては、NPOからの提案を最大限に尊重しなければなりません。提案趣旨から重要な変更が生じる場合は、事前協議のNPOの了承を得る必要があります。

(2) 提案責任

提案は協働事業として施策に反映されるので、NPOは提案に対する責任を負います。提案の内容は公平性、経済性が求められると同時に、協働事業の提案者として実現性の確保に努めなければなりません。

公平性：事業を実施することにより、一部の者に不当に利益が偏らないこと。

経済性：最小のコストで最大の効果を上げること。

実現性：スタッフの確保や資金調達等の面からみて、確実に事業が実施できること。

(3) ミッションの確認

提案の採用にあたっては、その協働事業の実施目的を明確にし、NPOと行政がミッション達成に向けた認識を共有する必要があります。また、協働するNPOと行政が互いの立場や考え方、めざす方向を理解することも重要です。

(4) プロセスの公開

提案方式による協働事業の信頼性を高めるため、提案の募集準備から審査・評価に至る過程を公開し透明性を高めるとともに説明責任を果たす必要があります。また、公開することで、県民の関心や参加意欲が高まります。

3 提案方式を採用すべき分野

分野は特に問いませんが、提案方式の特色がより生かせるのは以下の場合です。

(1) 行政に情報やノウハウが不十分で事業計画を作成できない場合

(2) NPOの発想やノウハウを施策に直接反映することにより実効性が高まる場合

(3) 市民の主体性や自主性を尊重することで施策の実効性が高まる場合

(4) 既存の事業では対応できない地域的な課題や行政が関与していない新しい課題への対応が必要な場合など

4 提案方式の進め方

提案方式を事業計画の作成に対する行政の関与の度合いにより、便宜的に応募型と創造型に分けて記載します。

(1) 応募型

予め行政が設定した事業の目的や事業計画の骨子を仕様書に示し、その枠組を前提としてNPOの提案を募集し、最も優れた提案に基づき事業を実施する方法。

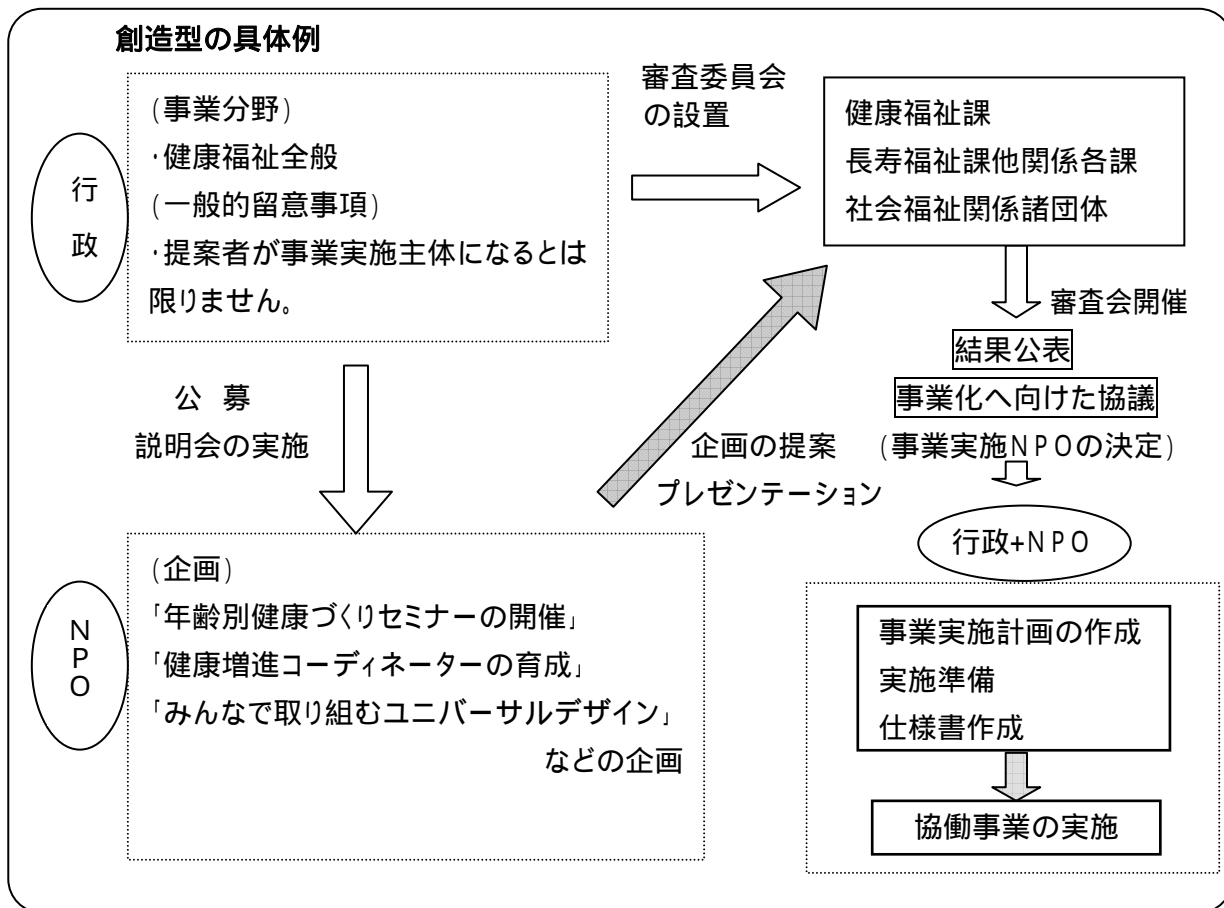
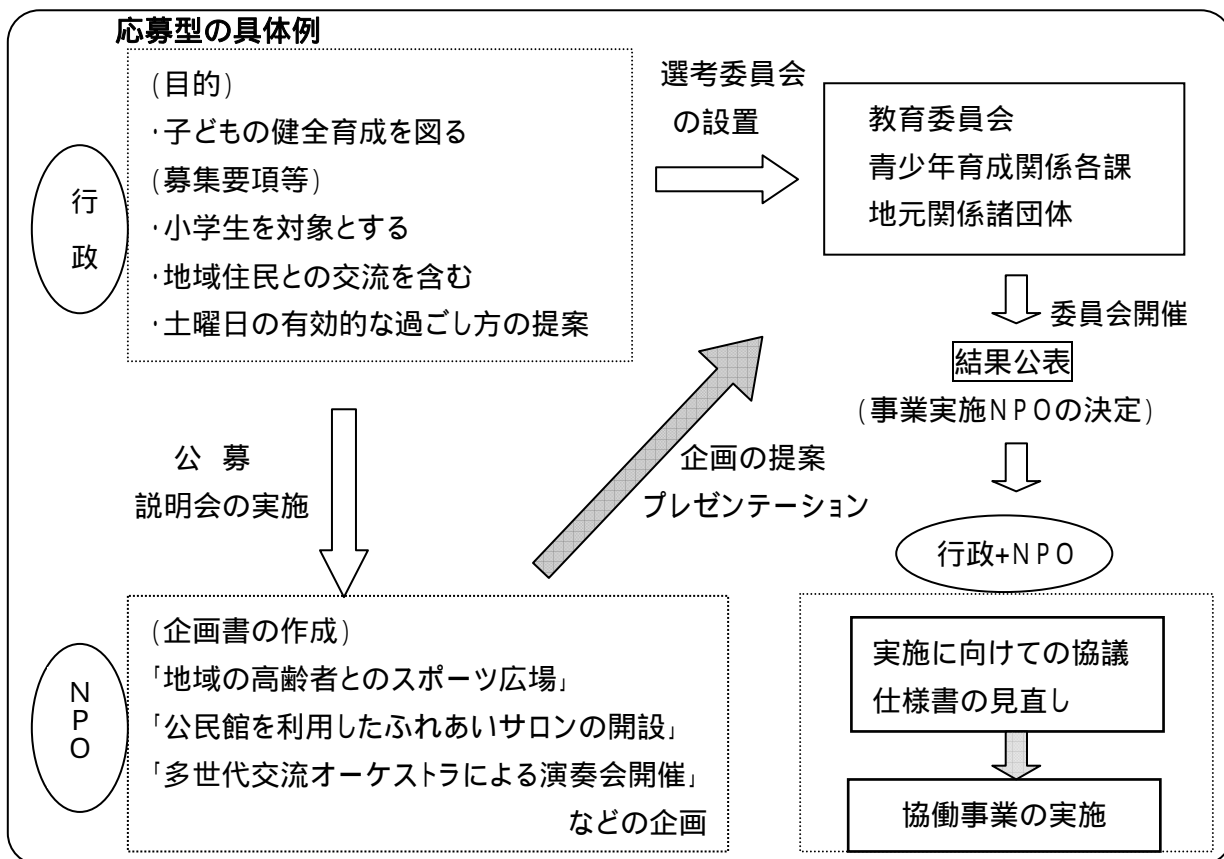
(2) 創造型

行政が予め事業計画を持たず、課題の設定を含めた提案をNPOに求め、優れた提案をもとに事業計画を作成し事業を実施する方法。事業目的の設定、実施方法の検討等を提案したNPOと行政が協働してあたります。なお、事業の実施にあたっては、必要に応じ多様なNPOの参加を求めます。

(3) 提案の手順及びその具体例

区分	応募型	創造型
事前準備	事業計画の骨子作成 募集要項等(仕様書)の作成 提案選考委員会の設置	提案要項等(事業分野・一般的留意事項)の作成 提案審査委員会の設置
提案募集	公募 説明会の開催 提案募集に関するQ & A 企画提案書の提出 企画プレゼンテーションの実施	
審査・選考 ～実施準備	選考委員会の開催 選考結果の公表 実施に向けて協議 協議による仕様書の見直し	審査委員会の開催 審査結果の公表 事業化に向けての協議 事業実施計画の作成 実施準備 (役割分担・事業費の確保等) 協議による仕様書の作成
実施～評価	契約または協定等 協働事業の実施 実施プロセスと結果の評価 協働成果の公表	

注)「委託」の場合の手続きは「協働としての委託」の項も参照してください。



5 留意点等

(1) 選考委員会および審査委員会の機能と構成

選考委員会および審査委員会の主な機能は提案の評価です。評価の基準や協議の内容は原則公開とし、提案方式の特徴を活かしNPOのアイデアが施策に反映されるよう公正に評価する必要があります。その構成は行政関係者のみとせず、市民活動コーディネーターや学識経験者など民間委員を含めるよう配慮します。

(2) 提案の取扱い

NPOから提出された提案は(不採用となった提案を含め)利用制限を設けるなどして今後のNPO活動に支障が生じないようにその取扱いに配慮する必要があります。

但し、多様な提案を活かす観点から、各提案参加者の了解を得て、事業の準備プロセスで各提案参加者の意見を反映させる取り組みは可能です。

(3) NPOと行政の連携

提案をもとに事業計画を作成する過程においては、常にNPOと行政の連携を図り対等の立場で議論しなければなりません。

(4) 県民ニーズの反映

提案をもとにした協働事業が県民ニーズとかけ離れないよう、必要に応じて県民の意見を聴取する機会をもつようにします。

(5) 行政の体制整備

創造型においては、NPOからの提案を受け付ける窓口が必要であり、提案の内容に基づき協働に参画する担当部署(複数の場合もある)を調整する業務が生じます。このため、総合調整機能をもった協働事業担当の設置など、行政の体制整備を図る必要があります。